

入院時食事療養(I)

当院では、入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理した食事を適時(夕食は午後6時以降)適温で提供しています。

食事療養費の負担額(令和7年4月～)

所得区分			
70歳未満の方		70歳以上の方	1食につき
A	一般(区分ア～エ)	一般・現役並	510円
B	区分 オ	低所得Ⅱ(過去12ヵ月で90日までの入院日数)	240円
	－	※低所得Ⅱ(過去12ヵ月で90日を超える入院日数)	190円
C	－	低所得Ⅰ	110円

※70歳以上低所得Ⅱ(過去12ヵ月で90日を超える入院日数)長期該当の減額の適用を受けるためには保険者への申請が必要です。原則、申請した翌月から該当となります。交付後、速やかに病院窓口にご提示願います。